

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動 ○ 三重県教員育成協議会委員の任命について	教育政策課	1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与課	1頁

人 事 異 動

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項の規定により、次のとおり三重県教員育成協議会委員を任命しました。

平成29年7月14日

三重県教育委員会

任命（任命年月日 平成29年6月26日）

大塚 英 郎
海野 淳 子
川岡 加寿子
倉田 利 寛
杉浦 礼 子
田中 大 補
鶴原 清 志
中田 雅 喜
中村 哲 夫
松井 慎 治
山田 正 廣

平成29年7月14日付け三重県公報2920号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

お 知 ら せ

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年七月十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第一号）の一部を次のように改正する。
^{三重県教育委員会規則}

第十一条の四を第十一条の五とし、第十一条の三の次に次の一条を加える。

(条例第十条第七項第二号に規定する規則で定める者)

第十一条の四 条例第十条第七項第二号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
- 二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
- 三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの

2 条例第十条第七項第二号ロに規定する規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

第十一号様式の二中

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
			特定職種 受講手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
			寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日
年 月 日						
三重県教育委員会 印						

せ

(A列4版) 」

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
			通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日
			寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日
年 月 日						
三重県教育委員会 印						

に改める。

(A列4番) 」

第十一号様式の三(表画)中

公共職業訓練等	受講開始 年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始 年 月 日
			特定職種 受講手当	月額	円	支給開始 年 月 日
	受講修了予定 年 月 日		通所手当	月額	円	支給開始 年 月 日
			寄宿手当	月額	円	支給開始 年 月 日

せ

(A列4版) 」

公共職業訓練等	受講開始	年 月 日	技能習得手当	受講手当	日額	円	支給開始年月日
	受講修了予定	年 月 日	寄 宿 手 当	通所手当	月額	円	支給開始年月日
				寄 宿 手 当	月額	円	支給開始年月日

に改める。

(A列4番) 」

第十一号様式の九中「に、安定所」の次に「、地方公共団体」を挿入し、「(A列4版)」を「(A列4番)」に改める。

第十一号様式の十中

「乗車(船)の場所」を「乗車(船)の場所(出発空港)」とし、「下車(船)の場所」を「下車(船)の場所(到着空港)」に

「※船賃」を「※船賃及び航空賃」に、「(A列4版)」を「(A列4番)」に改める。

第十一号様式の十一中

「船賃」を「船賃及び航空賃」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社